

令和6年2月通常会議
議案第52号

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例の制定について

令和6年3月14日
都市計画部 住宅政策課

改正の趣旨

〔1〕 配偶者からの暴力被害者の単身入居資格等の整備（P 3～4）

配偶者からの暴力被害者の単身入居資格等について、次項のとおり見直し、大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正を行う。

〔2〕 4団地の用途廃止（P 5～6）

- ・ 音羽台団地（24戸）
- ・ 石山団地（123戸）※一部のみ
- ・ 高橋川第一団地（1戸）
- ・ 高橋川第二団地（1戸）

1. 現状と課題

- ・現行条例では、国土交通省の通知(配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について)にて目的外使用可能とされる、配偶者からの暴力を受けている旨の証明を受けている者(以下、甲という。)と配偶者からの暴力を理由に避難している旨の確認を受けている者(以下、乙という。)が、単身入居申込みができない。
- ・配偶者からの暴力被害者について、加害者に所在が知られることを恐れ、やむを得ず住民票を市外にしている者は、入居申込みができない。



2. 主な見直し

- ・単身入居可能な者として、甲と乙を条例第4条第2項第8号に追加する。
- ・条例第4条第1項第1号を改正し、配偶者からの暴力被害者に対する入居申込時の居住地要件を撤廃する。
- ・令和6年4月1日付けで「配偶者暴力防止等法」の一部改正及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されることに伴い、条例の引用部分を改正する。

3. 改正の効果

- 国土交通省の通知により定義された配偶者からの暴力被害者であれば、単身入居可能となる。ただし、収入月額や住宅困窮理由など、他の入居資格も満たすことが前提。
- 入居機会の拡大が見込まれる。
→居住地要件の撤廃は、単身以外(ひとり親世帯など)も対象。

〔2〕 4団地の用途廃止について

1. 音羽台団地

○所在地

大津市音羽台7番

○敷地面積

2,800.94㎡

○用途廃止戸数

24戸



2. 石山団地

○所在地

大津市大平一丁目5番

○敷地面積

31,954.00㎡

○用途廃止戸数

123戸



— 用途廃止住棟
— 今後も管理する住棟

〔2〕 4団地の用途廃止について

3. 高橋川第一団地

○所在地

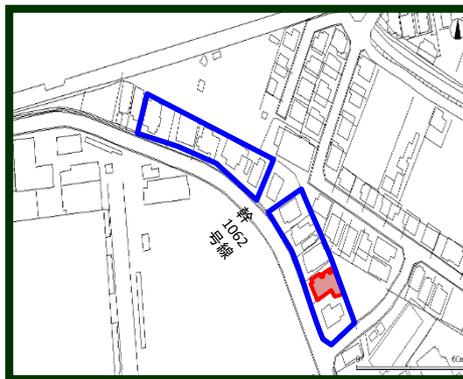
大津市大江二丁目1番

○敷地面積

2,131.17㎡

○用途廃止戸数

1戸



4. 高橋川第二団地

○所在地

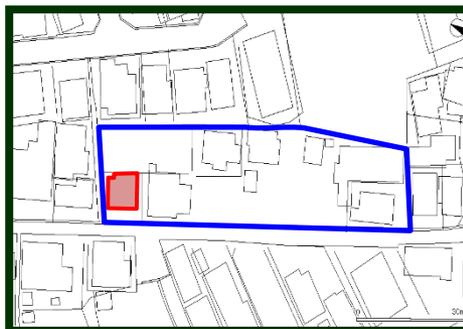
大津市大江二丁目33番

○敷地面積

3,050.62㎡

○用途廃止戸数

1戸



《参考》大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

公布日施行分

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和63年条例第25号)新旧対照表

現行	改正後（案）
大津市営住宅の設置及び管理に関する条例	大津市営住宅の設置及び管理に関する条例
(入居者の資格)	(入居者の資格)
第4条（略）	第4条（略）
(1) 市内に住所又は勤務場所を有すること。ただし、地域特別賃貸住宅及び特定公共賃貸住宅にあつては、この限りでない。	(1) 市内に住所又は勤務場所を有すること。ただし、 <u>次項（第8号に係る部分に限る。）に該当する場合及び地域特別賃貸住宅又は特定公共賃貸住宅に入居しようとする場合</u> にあつては、この限りでない。
(2) から (7) まで（略）	(2) から (7) まで（略）
2（略）	2（略）
(1) から (7) まで（略）	(1) から (7) まで（略）
(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で <u>ア又はイ</u> のいずれかに該当するもの	(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で <u>次</u> のいずれかに該当するもの
アからイまで（略）	アからイまで（略）

《参考》大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

公布日施行分

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和63年条例第25号)新旧対照表

現行	改正後(案)
(入居者の資格)	(入居者の資格)
第4条(略)	第4条(略)
2(略)	2(略)
(8)(略)	(8)(略)
(新設)	<p><u>ウ 売春防止法(昭和31年法律第118号)第34条に規定する婦人相談所又は配偶者暴力防止等法第3条に規定する配偶者暴力相談支援センター(以下「配偶者暴力相談支援センター」という。)による配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予定者を含む。以下この号及び第28条の3第1項において同じ。)からの暴力を受けている旨の証明を受けている者</u></p>
(新設)	<p><u>エ 配偶者暴力相談支援センター、社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する福祉に関する事務所その他市長が別に定める行政機関又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体による配偶者からの暴力を理由に避難している旨の確認を受けている者</u></p>

《参考》大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

公布日施行分

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和63年条例第25号)新旧対照表

現行	改正後（案）
(高額所得者の認定)	(高額所得者の認定)
<p>第28条の3 市長は、市営住宅（改良住宅、地域特別賃貸住宅及び特定公共賃貸住宅を除く。）の入居者が当該市営住宅に引き続き5年以上入居している場合において、第14条の2第3項の規定により認定した収入の額（この額の算定の基礎となる入居者の所得金額（令第1条第3号に規定する所得金額をいう。以下同じ。）に配偶者（<u>婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予定者を含む。</u>）以外の同居者の所得金額を合算する場合にあっては、1, 248, 000円を超える部分の金額に限るものとする。）が最近2年間引き続き313, 000円を超えるときは、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。</p>	<p>第28条の3 市長は、市営住宅（改良住宅、地域特別賃貸住宅及び特定公共賃貸住宅を除く。）の入居者が当該市営住宅に引き続き5年以上入居している場合において、第14条の2第3項の規定により認定した収入の額（この額の算定の基礎となる入居者の所得金額（令第1条第3号に規定する所得金額をいう。以下同じ。）に配偶者 _____ 以外の同居者の所得金額を合算する場合にあっては、1, 248, 000円を超える部分の金額に限るものとする。）が最近2年間引き続き313, 000円を超えるときは、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。</p>

《参考》大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

公布日施行分

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和63年条例第25号)新旧対照表

現行	改正後（案）
(使用の許可)	(使用の許可)
第37条 市長は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人その他規則で定める者（以下「社会福祉法人等」という。）が市営住宅を使用して社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業その他社会福祉を目的とする事業のうち規則で定める事業（以下「社会福祉事業等」という。）を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、市営住宅の使用を許可することができる。	第37条 市長は、社会福祉法_____第22条に規定する社会福祉法人その他規則で定める者（以下「社会福祉法人等」という。）が市営住宅を使用して社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業その他社会福祉を目的とする事業のうち規則で定める事業（以下「社会福祉事業等」という。）を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、市営住宅の使用を許可することができる。

《参考》大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

公布日施行分

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和63年条例第25号)新旧対照表

現 行			改 正 案		
別表第1(第2条関係)			別表第1(第2条関係)		
名称	位置	戸数	名称	位置	戸数
高城団地	大津市和邇高城63番地の8ほか	10	高城団地	大津市和邇高城63番地の8ほか	10
和邇団地	大津市和邇中32番地の2ほか	12	和邇団地	大津市和邇中32番地の2ほか	12
(省略)			(省略)		
大谷団地	大津市大谷町6番	22	大谷団地	大津市大谷町6番	22
音羽台団地	大津市音羽台7番	24	音羽台団地	大津市音羽台7番	24
(省略)			(省略)		
石山団地	大津市大平一丁目5番	249	石山団地	大津市大平一丁目5番	126
(省略)			(省略)		
高橋川第一団地	大津市大江二丁目1番	1	高橋川第一団地	大津市大江二丁目1番	1
高橋川第二団地	大津市大江二丁目33番	1	高橋川第二団地	大津市大江二丁目33番	1
(省略)			(省略)		
			(省略)		
			<u>附 則</u>		
			<u>この条例は、公布の日から施行する。</u>		

《参考》大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

4月1日施行分

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和63年条例第25号)新旧対照表

現行	改正後(案)
大津市営住宅の設置及び管理に関する条例	大津市営住宅の設置及び管理に関する条例
(入居者の資格)	(入居者の資格)
第4条(略)	第4条(略)
2(略)	2(略)
(8)(略)	(8)(略)
イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項_____の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの	イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
ウ 売春防止法(昭和31年法律第118号)第34条に規定する婦人相談所_____又は配偶者暴力防止等法第3条に規定する配偶者暴力相談支援センター(以下「配偶者暴力相談支援センター」という。)による配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予定者を含む。以下この号及び第28条の3第1項において同じ。)からの暴力を受けている旨の証明を受けている者	ウ <u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第9条に規定する女性相談支援センター</u> 又は配偶者暴力防止等法第3条に規定する配偶者暴力相談支援センター(以下「配偶者暴力相談支援センター」という。)による配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予定者を含む。以下この号及び第28条の3第1項において同じ。)からの暴力を受けている旨の証明を受けている者